

15



プリントアウトした請求票は、所蔵部署階のカウンターにお持ちください

2010年12月30日 14:30:14

2010年12月30日 14:30:14

入館証番号:

入館証番号:

Call Slip

<請求票>

Call Slip

382.2
5222
2010

<請求票>(控)

資料名: 支那の奇習と異聞 (アジア学叢書)
 巻次 :
 著者名: 井出季和太 // 著
 出版者: 大空社 頁数: 1,11,332
 大きさ: 22cm 出版年: 2010.1

書名
 資料名: 支那の奇習と異聞 (アジア学叢書)
 巻次 :
 著者名: 井出季和太 // 著
 出版者: 大空社
 出版年: 2010.1
 大きさ: 22cm
 頁数: 1,11,332p

切り取り

(1935)

所蔵館: 中央
 所蔵部署: 1階資料お渡し・返却カウンタ

所蔵館: 中央
 所蔵部署: 1階資料お渡し・返却カウンター
 配置場所: 1/261 中)2F社会(閉)
 資料ID: 5017866388

配置場所: 1/261 中)2F社会(閉)
 資料ID: 5017866388

請求記号	
382.2	
5222	
2010	

一社人自東新	力	事
↓		
一社人自東新	請求	報告
MB1 マイロ	B1 アルファベット	原紙 縮刷
MB2 マイロ	B2 洋	中 朝
行 1F B1 B2		
多 児 青 1F B1 B2		

P. 1211
 P. 176

例言

一、本書は支那に於ける奇習及び異聞として興味深きものを叙述し、能く支那の國民性を赤裸々に表白することを努めた。

二、本書は古今に亘り、支那の文獻、外國人の著述又は二、三邦文の資料も援用したが、多くは支那各地に發行してゐる新聞紙、雜誌等（漢字及び外字）を數年間に見り涉獵し、編纂したものである。

三、支那人の記述は針小棒大の僞宣傳が多く、事實の真相を捉らへ難き憾があれど、又一方自國民の暗黒面を遠慮なく公表するので、比較的得難い材料を把握することが出来たのである。

昭和十年三月二十六日

於臺北僑居

著者 井出季和太

支那の奇習と異聞 目次

例言

第二章 支那民族の奇習	一
第一 婚姻慣習	一
一、童養媳	一
二、祭郎嫂と二婚親	四
三、開房	六
四、自梳と不落家	八
五、一妻多夫	一〇
六、婿取の俗習	一〇
七、搶婚(擬戰)	三三

八、寡婦の殉死……………五

九、迷信に捉はれた婚俗……………六

十、冥婚……………三

十一、典妻……………元

十二、租妻……………三

十三、賣妻……………蓋

十四、蓄妾……………天

(一)妾の名稱 (二)妾を娶る目的 (三)見合 (四)選擇の條件
(五)初對面の儀式 (六)命名式 (七)○○○の驗查 (八)詐處の手段

第二 生兒慣習……………四

一、難産の魔除……………盟

二、産婦の禁忌……………盟

三、生兒の魔除……………嬰

四、生兒の祝福……………吾

五、其他の俗習……………蓋

(一)生兒の屍體 (二)洗兒 (三)多生兒 (四)怪胎 (五)生兒の試験 (六)生兒の鍛錬 (七)生兒の治病 (八)乳母市場 (九)賣肚(腹子の賣買)

六、嬰兒殺……………吾

第二 喪葬(白事)慣習……………蓋

一、死前の準備……………蓋

二、死時の始末……………穴

三、納棺……………古

四、埋葬……………蓋

(一)葬地の選定と點主式 (二)送棺 (三)葬柩の式 (四)死後の式

第四 花柳風俗……………八

一、上海の賣娼業……………八

(一)寶笈婦の由来	(二)生地と種類	(三)妓女の養成と訓練	(四)
花柳界の遊蕩富	(五)嫖の副産物	(六)野鷄の生活	
二、上海の男色業(相公堂子)	(一)美童の收買	(二)陶冶	(三)組織
	(四)經營及び發利		
三、廣東の寶笈業	(一)娼妓	(二)簪妓	(三)尾姑
第五 乞食の生涯	一、上海の乞食	二、廣東の乞食	足
第六 纏	一、起源	二、原因	三、地方別
	四、福建の慣習		
第七 辨髮	五、思向	六、纏足の禁止と天足運動	
第八 珍食	一、蛇料理	(一)蛇の效能	(二)蛇の產地
	(三)蛇の捉へ方	(四)料理用の蛇	(五)料理法
二、猫料理	三、鼠料理	第二章 支那地方の異聞	第一 酷刑と私刑
一、吉林省の酷刑	二、歸化城匪禍	三、庫倫の監獄	

四、北滿匪賊の暴行	一四五
五、回匪の獸行	一四五
六、抗日會の私刑	一四五
(一)排日監 (二)死刑宣告	
第二 廣東省の海賊	一四八
第三 猴茶と猴匪	一五〇
一、浮玉山の猴茶	一五二
二、峨眉山の猴匪	一五三
第四 鬪牛と鬪猿	一五四
一、鬪牛	一五四
二、鬪猿	一五五
第五 現代支那人の長壽者	一五八
第六、四川の芙蓉城	一六〇
第七、高利貸	一六三
一、廣東省	一六三
二、湖南省	一六四
三、陝西省	一六四
四、安徽省	一六四
五、東三省	一六四
六、上海	一六四
七、其他地方	一六四
第八 奇政	一六四
第九 共匪の淫虐	一六四
一、支那民族の殘忍性	一六四
二、各地匪區の慘禍	一六四
(一)湖南恐怖時代の出現 (二)海陸豐(廣東省)の赤禍 (三)江南匪區の赤禍 (四)湖南匪區の赤禍 (五)湖北洪湖の赤禍 (六)福建の匪禍 (七)四川の赤禍	
三、婦女の工作	一六五

四、共福の被管

第三章 支那蠻族の奇習

第一 貴州地方

一、結婚

二、喪葬

三、祭祀と舞踏

四、其他の奇習

第二 雲南地方

一、猿猴族

(一) 蠻性 (二) 婚姻 (三) 喪葬 (四) 巫覡及び卜筮 (五)

夷族の契據 (六) 刑罰 (七) 奴隸制度 (八) 信仰

二、異種族

(一) 黑種人 (二) 阿斯達族

第三 四川地方

第四 廣西地方

一、古俗

二、現代蠻民の風俗

第五 廣東地方

一、獠族

二、蛋族

三、黎族

第六 湖南地方

第七 福建地方

一、蛋族

二、畲族

第八 浙江地方

第九 西藏地方

一、住居

民(蠻婆)

第十一 青森地方

一、喇嘛僧の淫蕩生活……………三三三

二、結婚……………三四四

三、産兒制限……………三五五

四、活佛の威勢……………三六六

第十二 蒙古地方

一、結婚……………三九九

二、服……………四〇〇

三、飲……………四〇一

四、結婚……………四〇二

五、生……………四〇三

六、喪……………四〇四

七、食……………四〇五

八、治……………四〇六

九、宗……………四〇七

十、舞……………四〇八

十一、貴族の宴會……………四〇九

十二、辭……………四一〇

十三、兵……………四一一

長は村長に命じ、村長は又其以下の者に命じて税金の取立をする。若し農民が税金の支拂が出来ないときは、衣類家財又は家屋は勿論、妻子までも賣り飛ばして義務を果すか、或は他地方へ逃出すより外途はない。若し逮捕されたならば直に慘殺される。而して省政府より税吏を地方に派遣するときは、地方政府の役人共は、必ず彼等を好遇することになつてゐるが、其接待費は農民の懐から出させるのである。

第九 共匪の淫虐

『以下一九三頁九行目迄削除』

三、婦女の工作

共産黨の軍組織は正規兵以外に婦女隊がある。婦女隊は匪區の婦女と遊撃地方から浚つて來た婦女を以て編成するもので、其種類には生産隊があり、四十歳以上の女子を男子同様に勞役に服せしめるものである。裁縫隊（縫紉隊）又は洗衣隊があり、同じく年とつた婦女や顔の醜いものを以て